

山口大学学術機関リポジトリ収集方針

山口大学学術機関リポジトリ(YUNOCA)において収集する資料は、以下の条件を満たすものとする。

1. 提供者が、原則として本学在籍中に、単独もしくは共同で作成し公表された学術資料であること。
2. 公開にあたって、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。
3. 「国立大学法人山口大学職務発明等規則」及び「国立大学法人山口大学知的財産ポリシー」上、問題が生じないものであること。
4. 資料の種別として以下のいずれかに該当するもの。
 - (1) 商業出版社もしくは学協会が発行する、冊子体または電子的な学術雑誌や会報に掲載されたことのある資料
 - (2) 講演会・発表会において使用したことのある発表用資料、会議資料
 - (3) 紀要等の学内雑誌、広報誌等に掲載されたことのある資料
 - (4) 博士論文
 - (5) 科学研究費等による研究報告書
 - (6) 貴重書等の資料
 - (7) 映像や音声、ソフトウェア等の資料
 - (8) その他、著書において使用するなど、何らかの形で公表したことのある資料